

# 医師の残業上限 激論

## \* 地域勤務医 年1860時間案

医師の働き方改革について、厚生労働省は20日、有識者検討会に、地域医療を担う病院の医師や、研修医らの残業時間の上限を年1860時間とする案を示した。過労死ラインの2倍近い長時間労働を容認する案に対し、現場の医師らの反発は強く、3月末の取りまとめへ向けて議論はなお揺れている。



2017年3月	政府が働き方改革実行計画を決定
8月	医師の働き方改革に関する検討会が始まる
18年6月	働き方改革関連法成立
19年3月	検討会の最終報告(予定)
4月	一般労働者の残業時間の上限規制が始まる
24年4月	勤務医の残業時間の上限規制が始まる
36年3月	地域病院の上限規制の特例終了

## 十分な医療提供を目指す 「長時間労働容認」反発



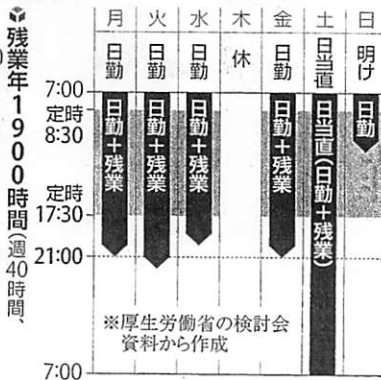
「1860時間は、目指すべき残業時間とかけ離れている」  
「医師の働き方を制限すること」で、国民に死者を出さずような過ちを犯してはならない」  
厚生労働省で20日夜に開かれた「医師の働き方改革に関する検討会」。予定の3時間を過ぎても激論は続き、結論は持ち越しとなった。国の働き方改革による罰則付きの残業規制は4月に始まる。医師はその特殊性

### ■ 大詰め

から5年間猶予され、同検討会は3月末までに規制の枠組みをまとめる方針。厚生労働省は、各委員に説明を重ね、ギリギリまで理解を得る努力を続けるとしている。

医師の働き方改革が一筋縄でいかないのは、労働時間の短縮を単純に進めれば、特に医師不足の地域などでは、十分な医療が提供できなくなる恐れが指摘されているためだ。  
厚生労働省は、脳卒中などで労災認定される目安の「過労死ライン」(月80時間超)を踏まえ、一般勤務医については年960時間(休日労働含む)を上限とした。そのうえで、地域医療を

残業年1900時間(週40時間、月160時間)程度の働き方のイメージ  
▲「医師も生身の人間。長時間労働は改めべきだ」と訴えた(16日、東京都千代田区)



当初の厚労省案 (年1900~2000時間)

一般の勤務医 年960時間

地域医療を担う勤務医 年1860時間 (2036年3月まで)

技能向上を目指す研修医 年1860時間 (将来的に縮減を目指す)

※2024年4月から、いずれも休日労働を含む

### 医師の残業時間上限の厚労省案

担当特定の病院の医師や、集中的な技能習得が必要な研修医らについては年1860時間を上限時間とする方針をこの日提案した。勤務医の約1割が年1900時間を超えて残業しているとの調査に基づいた。

「こうした病院ではどのような働き方になるのか。厚生労働省が示した残業年1900時間(月160時間)程度の勤務イメージによる」と、週1回程度の当直を含む

む週6日勤務。1日14時間ほど働き、当直明けは昼までになるといふ。

### ■ 是正訴え

国が1月に示した地域特例病院の当初案は年1900〇〇2000時間だった。「このままでは私のような遺族が再び出してしまう」  
大学病院の研修医だった娘を2006年に過労自殺で亡くした山田明さん(70)は、先週末に東京都内で開かれたシンポジウムで初めて実名を明らかにして、長時間労働の是正を訴えた。

### ■ 思い複雑

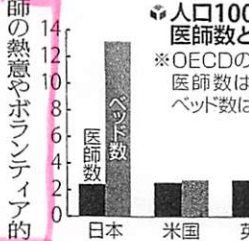
現場の医師からは複雑な思いも聞かれる。「これで何が改革なのか。ある救急医の男性(42)の残業は月1660時間。当直は月に4〜6回ある。当直明けの手術はつらく、集中力

## 少ない医師多い病床

長時間労働の背景には、医師の担当仕事が増えるに比べて多い日本の医療事情がある。

経済協力開発機構(OECD)の資料によると、日本の人口1000人当たりの医師数は先進国の平均よりも少ないのに対し、入院ベッドの数は格段に多く、医師一人にかかる負担が大きい。

07年に労災が認められた。山田さんは、「これでは抜本的な対策とは言えない」と憤る。



「これで何が改革なのか。ある救急医の男性(42)の残業は月1660時間。当直は月に4〜6回ある。当直明けの手術はつらく、集中力

医師の熱意やボランティア的働き方に支えられている」と解説する。  
医師の業務の一部を他職種に任せると「タスクシフト」の仕組みも遅れている。米国内では、診療や薬の処方不可だ。